

最高裁秘書第 5682 号

令和元年 12 月 5 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

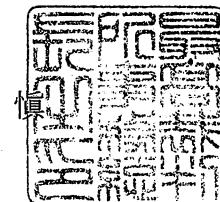
諮問番号 令和元年度（情） 諒問第 29 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

令和元年11月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和元年10月29日付け苦情申出書のとおり主張しているが、原判断庁による判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

東京高裁長官が岡口基一裁判官に対して平成28年6月21日付で行った口頭注意の文言が記載されている文書

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、令和元年10月11日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人に開示された報告書（以下「本件報告書」という。）の不開示部分には、東京高等裁判所に置かれた分限事件調査委員会による特定の裁判官に関する調査内容等が記載されているところ、調査内容等が公になることにより、いかなる過程及び資料等に基づいて特定の裁判官に対する分限事件

に関する調査等をしたかが明らかになり、将来の同種事案において、委員会の審議、検討又は協議における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがあるといえ、これは行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第5号に規定する情報を開示することになる。

また、本件報告書の不開示部分には、特定の裁判官に対する分限事件に関する調査内容等が記載されているところ、調査内容等が公になることにより、分限事件に係る判断の経過や資料等が明らかになり、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対し、文書の作成、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになる（法第5条第6号ニ）。

イ よって、本件開示申出に対し、その一部を不開示とした原判断は相当である。